

上越市議会

議長 市川文一様
議会運営委員長 早津輝雄様

視察報告のあり方についての申し入れ

2005年4月26日
日本共産党上越市議員団
団長 杉本敏宏

4月21日の全員懇談会の場において、当議員団の橋爪法一議員が指摘いたしました「視察報告のあり方」について、以下のように改善されますよう、申し入れます。

記

1. 視察報告は、終了後直近の議会本会議で、委員長報告として行うこと。

【理由】

1. 橋爪法一議員が指摘しましたように、合併前のほとんどの町村議会では、管内外すべての視察について本会議で報告しておりました。

2. 地方自治法が改正されて、視察は海外視察も含めて、「議員の派遣」という扱いになり、本会議で「いつ、誰を、どこへ派遣するか」を議決することとなりました。当議会でも視察については、3月議会において、「閉会中の所管事項調査」として議決しているところであります。また、こうした視察は公費を使って行っているものであり、その結果は市民に公表されるべきものです。従いまして、その「調査結果」は当然、本会議で報告されるべきものと考えます。

本来、法改正の際に改めるべきではありましたが、時機を失したとはいえ、ただちに改めるべきであります。